平成２２年（フ）第３４３号
千葉県松戸市五香１丁目25番地の３　クレストパレス参番館202号
債務者　石橋　政明
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９７号
青森市妙見２丁目３番５号　三上アパート３号
債務者　三上　正子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
福島県西白河郡泉崎村大字関和久字八雲神社50番地８
債務者　佐々木正吾
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
神戸市須磨区白川台７丁目２番地の15ネオメゾン白川301号
債務者　藤井　**隆**子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５号
神戸市須磨区白川台７丁目２番地の15ネオメゾン白川301号
債務者　藤井　盛夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９６号
神戸市長田区長田天神町１丁目15番４号ＭＫハイツ６号、従前の住所兵庫県西宮市小松東町３丁目８番16―202号
債務者　葛迫　　栄
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２１号
神戸市須磨区寺田町２丁目１番14号401、従前の住所神戸市須磨区大池町２丁目５番13号
債務者　谷川　由美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８２号
神戸市垂水区名谷町字高層2292番地の10市住３―1206号
債務者　高橋　誠次
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉63番地23
債務者　石郷岡伸一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８０号
青森県弘前市大清水４丁目６番地14　メゾンコーラル202号
債務者　須郷　　亘
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８２号
青森市浪岡大字女鹿沢字東種本36番地１
債務者　佐藤　大樹
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０８号
青森県弘前市大字大沢字梨子平53番地140
債務者　小田桐友子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１１７号
青森市浪岡大字女鹿沢字野尻28番地27
債務者　谷川　徳匡
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字富田町118番地
債務者　佐藤津由美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４６号
青森市大字細越字栄山18番地３
債務者　木立　功一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
青森市大字細越字栄山18番地３
債務者　木立　初枝
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
青森県黒石市末広105番地１　末広住宅２号
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
青森地方裁判所弘前支部